

所得税や市・県民税の障害者控除のための 障害者(特別障害者)に準ずる認定

制度概要

介護保険の要介護等の認定を受けている 65 歳以上の方のうち、寝たきりの方、認知症の方、日常的に排泄や更衣の介助が必要な方などは、障害者に準ずる者として、福祉事務所長から障害者控除対象者の認定を受けられる場合があります。

障害者控除対象者の認定を受けた方は、所得税や市・県民税の所得控除の対象となります。(控除額は、下記の表をご参照ください)

	所得税における 控 除 額	市・県民税における 控 除 額
本人、同一生計配偶者、扶養親族が 障害者の場合 一人につき	27万円	26万円
本人、同一生計配偶者、扶養親族が 特別障害者の場合 一人につき	40万円	30万円
同居している同一生計配偶者、扶養親 族が特別障害者の場合 一人につき	75万円	53万円

対象者

次の全ての要件を満たす方に認定書を交付します。

1. 神戸市介護保険の要介護等認定を受けている 65 歳以上の方
2. 要介護認定調査情報と心身状況・生活状況により、障害者に準ずる者として、福祉事務所長が認めた方

※ 要介護等認定者が一律に障害者控除の対象者となるわけではありません。

※ 要介護認定調査情報は、(障害者控除対象者認定の)認定対象年の 12 月 31 日を有効期間に含む要介護認定の調査票を確認します。

申請方法

対象者の要件に該当するご本人、またはご本人を扶養しているご家族の方が申請できます。

申請はお住まいの区の区役所・支所の保健福祉課で受け付けます。

手続きには下表に記載された書類等が必要です。

必要なもの	備 考
申請書	申請用紙は区役所・支所にあります
(対象者の)介護保険被保険者証や認定結果	
申請者の本人確認書類(健康保険証等)	申請者と対象者が異なる場合必要です

お問い合わせ先 各区役所・支所の保健福祉課

名 称	所 在 地	電話番号(代表)
東灘区役所	東灘区住吉東町5-2-1	841-4131(代)
灘区役所	灘区桜口町4-2-1	843-7001(代)
中央区役所	中央区東町115番地	335-7511(代)
兵庫区役所	兵庫区荒田町1-21-1	511-2111(代)
北区役所	北区鈴蘭台北町1-9-1	593-1111(代)
北神区役所	北区藤原台中町1-2-1	981-5377(代)
長田区役所	長田区北町3-4-3	579-2311(代)
須磨区役所	須磨区大黒町4-1-1	731-4341(代)
北須磨支所	須磨区中落合2-2-6	793-1212(代)
垂水区役所	垂水区日向1-5-1	708-5151(代)
西区役所	西区糀台5-4-1	940-9501(代)

発行：神戸市福祉局高齢福祉課